

議案第 43 号

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年 6月 10日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）が、令和7年6月4日に施行されたことに伴い、みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
 17年みやき町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	投票所の投票管理 者			1回 12,800	
	期日前投票所の投票 管理者			1回 11,300	
	投票所の投票管理者 職務代理者			1回 10,800	
	期日前投票所の投票 管理者職務代理者			1回 9,400	
	開票管理者			1回 10,800	
	開票管理者職務代理 者			1回 8,900	
	投票所の投票立会人			1回 10,900	
	期日前投票所の投票 立会人			1回 9,600	
	開票立会人			1回 8,900	
	選挙長			1回 10,800	
	選挙長職務代理者			1回 8,900	
	選挙立会人			1回 8,900	

」を

「	投票所の投票管理 者			1回 14,500	
	期日前投票所の投票 管理者			1回 12,800	
	投票所の投票管理者 職務代理者			1回 12,200	
	期日前投票所の投票 管理者職務代理者			1回 10,600	
	開票管理者			1回	

				12,200	
	開票管理者職務代理者			1回 10,100	
	投票所の投票立会人			1回 12,400	
	期日前投票所の投票立会人			1回 10,900	
	開票立会人			1回 10,100	
	選挙長			1回 12,200	
	選挙長職務代理者			1回 10,100	
	選挙立会人			1回 10,100	

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前					改 正 後				
別表（第2条、第3条関係）					別表（第2条、第3条関係）				
区分	報酬			費用弁償	区分	報酬			費用弁償
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
選挙 管理 委員 会	委員長	78,700			選挙 管理 委員 会	委員長	78,700		
	委員	73,200				委員	73,200		
	投票所の投票管理者			1回 12,800		投票所の投票管理者			1回 14,500
	期日前投票所の投票 管理者			1回 11,300		期日前投票所の投票 管理者			1回 12,800
	投票所の投票管理者 職務代理者			1回 10,800		投票所の投票管理者 職務代理者			1回 12,200
	期日前投票所の投票 管理者職務代理者			1回 9,400		期日前投票所の投票 管理者職務代理者			1回 10,600
	開票管理者			1回 10,800		開票管理者			1回 12,200
	開票管理者職務代理 者			1回 8,900		開票管理者職務代理 者			1回 10,100
	投票所の投票立会人			1回 10,900		投票所の投票立会人			1回 12,400
	期日前投票所の投票 立会人			1回 9,600		期日前投票所の投票 立会人			1回 10,900
	開票立会人			1回 8,900		開票立会人			1回 10,100
	選挙長			1回 10,800		選挙長			1回 12,200
	選挙長職務代理者			1回 8,900		選挙長職務代理者			1回 10,100
	選挙立会人			1回 8,900		選挙立会人			1回 10,100